

■介護保険適用の自己負担額 (基本料金+各加算)

【基本料金】

	<月額>
●要支援(1)	6,900円
●要支援(2)	13,944円
●要介護(1)	20,916円
●要介護(2)	30,740円
●要介護(3)	44,718円
●要介護(4)	49,354円
●要介護(5)	54,418円

【すべての方が対象となる加算】

- ★ ※看護職員配置加算・・・ひと月に1,800円加算されます。(常勤の准看護師1名以上配置の場合はひと月に1,400円、常勤の看護師を1名以上配置の場合は1,800円加算されます)
  - ※サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・ひと月に1,500円加算されます。
  - ※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ・・・ひと月の総単位数に対し18.6%加算されます。
  
  - ★ ※看取連携体制加算・・・1日につき128円加算されます。
  - ★ ※訪問体制強化加算・・・ひと月に2,000円加算されます。
  - ※総合マネジメント体制強化加算Ⅱ・・・ひと月に1,600円加算されます。
  - ※中山間地域等における小規模事業所加算・・・ひと月の総単位数に対し10%加算されます。
  - ※新型コロナウイルス対応特例(令和3年9月末まで)・・・ひと月の総単位数に対し0.1%加算されます。
- 【対象者のみの加算】
- ※初期加算・・・・・・・・・・入居した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として1日につき60円加算されます。
  - ★ ※認知症加算Ⅰ・・・・・・・・日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動が認められること(※要介護者のみ対象)、介護を必要とする認知症の利用者(認知症高齢者の日常生活自立Ⅲ以上)について、認知症介護指導者研修修了者を、1名以上配置職員の研修計画を作成し実施した場合に1月につき1,840円加算さ
  - ★ ※認知症加算Ⅳ・・・・・・・・認知症日常生活自立度がⅡであり、かつ要介護2の方が対象で、ひと月に920円加算されます。
- ※若年性認知症利用者受入加算・・・ひと月に1,600円(要支援の方は900円)加算されます。
- ※口腔・栄養スクリーニング加算 利用開始時及び利用中六月ごとに、口腔の健康・栄養状態について確認を行い、この情報を担当の介護支援専門員に提供した場合1回につき40円加算されます。(六月に1回を限度)
- ※生活機能向上連携加算(Ⅰ) 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の助言を受け、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした計画を作成し実施した場合ひと月につき200円加算されます。
- ※生活機能向上連携加算(Ⅱ) 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、身体状況の評価を行い、かつ介護支援専門員が連携して計画を作成し実施した場合ひと月につき400円加算されます。
- ※科学的介護推進体制加算 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状態に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直しなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを有効に提供する為に必要な情報していること。ひと月につき80円加算されます。
- ※身体拘束廃止未実施減算 ※高齢者虐待防止措置未実施減算※業務継続計画未策定減算  
国の定める措置・策定基準を満たさない場合、1日あたり基本料金の1%を減算
- ★ 要支援の方は算定されません

■介護保険適用外の自己負担額

●食費	朝食 400円 昼食 650円 夕食 600円
●宿泊料金	2,000円 (一泊につき 食費別途)

小規模多機能型居宅介護幸の家

〒010-0011

秋田市南通亀の町12-22

TEL 018-832-3008

FAX 018-832-3008